



年 組 名前

道新でワークシート

ふるさと納税

本旨に立ち返るべきだ

政府が、ふるさと納税で問題になっている高額な返礼品を法律で規制する方針を固めた。

返礼品を寄付額の3割以下とし、地場産品に限定する。違反した自治体への寄付は、税の優遇措置から外す方向だ。総務省は来年の通常国会に地方税法改正案を提出し、来年4月の施行を目指す。過熱した返礼品競争が制度をゆがめており、制度設計に無理があった点は否めない。

これを機会に、ふるさとをはじめ地方を応援するという本来の趣旨に立ち返るべきだ。

返礼品は地域に関心を持ってもらう誘い水にすぎない。肝心なのは、寄付がどう使われるかだ。

使い道をより具体的に示して寄付を集め、その成果を寄付者に知ってもらう。そんな地道な努力で、地域活性化への応援団づくりを進

めたい。

返礼品を巡っては、総務省が寄付額の3割を超える高額品や地場産品以外は避けるよう繰り返し要請してきた。

しかし、2017年度の寄付額がトップだった大阪府泉佐野市をはじめ、従わない自治体も少なくない。依然、地場産業とは無縁の返礼品を並べ、寄付を集めている事例が散見される。

見直し要請に応じた自治体からは不満が出ている。

こうしたやむを得ない事情があるとはいえ、地域の創意工夫の試みを奪うようでは、地方分権に逆行しかねない。規制は最低限にとどめるべきだろう。

最近はお釣りやカヌーなどの体験型の返礼品を用意する自治体も増えている。

寄付者が訪れ、まちづくりに生

かされていると実感できれば、継続的な寄付や、場合によっては移住につながる契機ともなる。

総務省の調査では、寄付金を充てる事業名を具体的に示して選択させている自治体は、14・3%にすぎない。

地域づくりの取り組みを一層アピールする姿勢が求められる。寄付する側も政策を吟味して選ぶようにしたい。

胆振東部地震では、甚大な被害があった胆振管内厚真町などに、ふるさと納税による寄付が集まっている。返礼品はなく、まさに自治体への応援と言えよう。

制度の見直しにあたっては、こうした成果にも目配りする必要がある。

併せて、政府は、国から地方への税源移譲という本筋の改革に取り組まなければならない。

2018年9月18日朝刊 社説

①なぜ政府は「ふるさと納税」を法律で規制する方針を固めたのか、記事を読んで「政府が考える問題点」を書いてみましょう。

②自分の住んでいる地域に「ふるさと納税」してもらうために、地域のよさを知ってもらい、まちづくりのために寄付してもらうには、どのような返礼品が良いと思うか考えてみましょう。